

公立大学法人京都市立芸術大学教育研究審議会規程

(平成24年4月1日理事長決定)

(平成28年4月1日一部改正)

(令和8年3月27日一部改正)

(目的)

第1条 この規程は、公立大学法人京都市立芸術大学定款第22条第1項に規定する教育研究審議会に関し、必要な事項を定めるものとする。

(委員)

第2条 教育研究審議会は、委員25人以内をもって組織する。

2 教育研究審議会の委員（以下「委員」という。）は、次に掲げる者をもって充てる。

- (1) 学長
- (2) 副理事長
- (3) 理事
- (4) 副学長
- (5) 学部、研究科その他の教育研究上の重要な組織の長
- (6) 美術学部及び音楽学部の教授3人以内、日本伝統音楽研究センター教授1人
- (7) 法人の役員又は職員でない者で、大学の教育研究に関し広くかつ高い識見を有するもののうち、教育研究審議会の意見を聴いて理事長が任命するもの

3 前項第7号に掲げる者である委員の数は、2人とする。

(委員の任期)

第3条 役員である委員の任期は当該役員の任期によるものとし、前条第2項第5号から第7号までに掲げる者である委員の任期は2年とする。ただし、補欠の委員（同項第5号から第7号までに掲げる者であるものに限る。）の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(招集等)

第4条 教育研究審議会は、学長が招集する。

2 学長は、委員（学長を除く。）の3分の1以上の者から会議の目的である事項を記載した書面を付して要求があったときは、教育研究審議会を招集しなければならない。

3 学長は、必要があると認めるときは、教育研究審議会に委員以外の者を出席させ、意見を聴くことができる。ただし、委員以外の者は議決に加わる権

利は有しない。

- 4 学長は、教育研究審議会を開催しようとするときは、あらかじめ、議題その他の必要な事項を委員及び出席させる者に通知しなければならない。ただし、急施を要する場合は、この限りでない。

(議事)

第5条 教育研究審議会に議長を置き、学長をもって充てる。

- 2 議長は、教育研究審議会を主宰する。
- 3 学長に事故があるとき又は欠員のときは、委員のうちあらかじめ学長が指名する者が議長の職務を代理し又はその職務を行う。
- 4 教育研究審議会は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。
ただし、第6項の規定による除斥のため過半数に達しないときは、この限りでない。

- 5 教育研究審議会の議事は、出席した委員の過半数でもって決する。

- 6 委員は、自己、配偶者若しくは3親等以内の親族の一身上に関する事件又は自己若しくはこれらの者の従事する業務に直接の利害関係のある事件については、その議事に参与することができない。ただし、教育研究審議会の同意があったときは、会議に出席し発言することができる。

(審議事項)

第6条 教育研究審議会は、次に掲げる事項を審議する。

- (1) 地方独立行政法人法（以下「法」という。）第25条第1項に規定する中期目標について市長に述べる意見及び法第27条第1項に規定する年度計画の策定に関する事項のうち、教育研究に関するもの
- (2) 法により市長の認可又は承認を受けなければならない事項のうち、教育研究に関するもの
- (3) 教育研究に関する予算の提案に関する事項
- (4) 大学、学部、大学院その他の重要な組織の設置又は廃止に関する事項のうち、教育研究に関するもの
- (5) 学則(法人の経営に関する部分を除く。)その他の教育研究に関する重要な法人の規程の制定又は改廃に関する事項
- (6) 教員の人事に関する事項(法人の経営に関する事項を除く。)
- (7) 教育課程の編成に関する方針に係る事項
- (8) 学生の円滑な修学を支援するために必要な助言、指導その他の援助に関する事項
- (9) 学生の入学、卒業又は課程の修了その他学生の在籍に関する方針及び学位の授与に関する方針に係る事項
- (10) 教育及び研究の状況について法人が自ら行う点検及び評価に関する事項

(11) 前各号に掲げるもののほか、教育研究に関する重要事項
(秘密を守る義務)

第7条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(議事録)

第8条 議長は、教育研究審議会の議事について議事録を作成しなければならない。

(庶務)

第9条 教育研究審議会の庶務は、教務学生課において処理する。

(委任)

第10条 この規程に定めるもののほか、教育研究審議会の運営に関し必要な事項は、学長が教育研究審議会に諮って別に定める。

附 則

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和8年4月1日から施行する。